



平成 21 年 度

市 政 執 行 方 針

名 寄 市

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	2
平成 21 年度の予算編成	3
“市民と行政との協働のまちづくり”	5
・市民主体のまちづくりの推進	5
・コミュニティ活動の推進	6
・情報化の推進	7
・交流活動の推進	7
・広域行政の推進	8
・効率的な行政運営	9
“安心して健やかに暮らせるまちづくり”	10
・健康の保持増進	10
・地域医療の充実	10
・子育て支援の推進	12
・高齢者福祉の充実	13
・障がい者福祉の推進	13
“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”	14
・循環型社会の形成	14
・消防	14
・交通安全	15
・生活安全	15
・住宅の整備	16
・都市環境の整備	16
・上水道・簡易水道の整備	17
・下水道・個別排水の整備	17
・道路の整備	18
・総合交通体系	19
・雪を活かし雪に強いまちづくりの推進	19
“創造力と活力にあふれたまちづくり”	20
・農業・農村の振興	20
・林業の振興	24
・商工業の振興	25
・雇用の安定	27
・観光の振興	28
“心豊かな人と文化を育むまちづくり”	28
・大学教育の充実	28

平成 21 年第 1 回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

はじめに

新しい名寄市が誕生してから 4 年目となります。

私は、市民の融和を基本に、100 年有余の歴史に培われたそれぞれの地域と人の力を結集して、「住んで良かったと思えるまち」を実感していただけるまちづくりを積極的に進めてまいりました。

しかし、国の構造改革が進展する中で、財政破綻に象徴されるように、多くの地方自治体が疲弊に苦しみ、地域間格差の拡大が顕在化してきました。

さらに、昨年アメリカ発の世界的な金融危機は、100 年に 1 度の緊急事態と言われ、自動車・家電など輸出産業を中心に大きな衝撃を与え、雇用の崩壊、消費の急激な縮小など、わが国の経済を根底から揺るがし、今後数年間、本市の厳しい行財政運営にも拍車がかかるものと考えています。

こうした状況だからこそ、合併による行財政へのさまざまなメリットを最大限に活用し、総合計画に掲げる施策、事業を着実に実行することで、目標とする将来像の実現に努めてまいります。

また、施策の推進にあたっては、「市民と行政との協働のまちづくり」を基本とし、課題の解決を先送りせず、しっかりと将来を見据えて、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「市民と行政との協働」についてです。

自立した活力あるまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりの主役であることを自覚し、参加することが大切です。

そのためには、まちづくりに必要な情報の提供、地域における支え合いと市民が参加できる仕組みが必要であり、(仮称)「自治基本条例」の制定と小学校区を区域とする地域連絡協議会との連携及び支援に取り組んでまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてです。

市税など収入が減少し続ける中で、総合計画を着実に実施するため、行財政改革の強化と組織・機構のスリム化、事務・事業の一元化を推進してまいります。また、名寄・風連両地区の類似する公共施設の統廃合及び老朽化に伴う改修計画の具体的な検討を行います。

さらに、職員の資質向上は重要な課題であり、庁内講師による新

人職員研修の実施など、研修の充実に努めてまいります。

三点目は、「活力をもたらす産業の振興」についてです。

地域経済の活性化と雇用確保を図るためには、基幹産業の農業や製造業等が元気に展開し、観光振興による交流人口拡大が重要です。

産学官の連携を強化し、食の安全、地産地消、農畜産物のブランド化、まちなかの賑わいづくりに取り組んでまいります。

以上、市政推進の基本的な考え方について申し上げました。

平成 21 年度の予算編成

次に、平成 21 年度の予算編成について申し上げます。

国の平成 21 年度予算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」等に基づき、財政健全化に向けた基本的方向性を維持しながら、一方では、世界の経済金融情勢の急激な変化を受け、歳入環境が急速に悪化している状況を念頭に、国民生活と日本経済を守ることを最優先に編成されました。

一方、地方財政対策については、「基本方針 2006」等に沿った国の歳出予算に合わせて、給与関係経費や地方単独事業が抑制されたものの、厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえ、生活防衛のための緊急対策に基づき、地方交付税の増額などが盛り込まれ、総額は 82 兆 5,557 億円と、前年度に比べて 1 パーセントの

減となりました。

このうち、地方交付税は 15 兆 8,202 億円で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は 20 兆 9,688 億円となり、前年度比 15.0 パーセントの大幅な伸び率となりました。また、地方交付税の中に、歳出の特別枠として、昨年の「地方再生対策費」に加え、新たに、「地域雇用創出推進費」が創設されるなど、地方の厳しい財政事情に一定の配慮がなされました。

名寄市の平成 21 年度各会計予算は、地方公共団体の財政健全化法に基づく財政の健全化、行財政改革の着実な推進を念頭に、総合計画の具現化を最優先に編成いたしました。

新規事業では、東小学校屋内運動場実施設計、認定こども園運営支援事業、南 2 丁目通踏切拡幅改良事業、市街地再開発事業における地域交流センター取得事業などを、また、継続事業では、市立天文台整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、住宅リフォーム促進助成事業など、ハード・ソフトの両面から多くの事業を盛り込み、地域経済や雇用にも配慮いたしました。

一般会計の予算案は 199 億 8,215 万 4 千円で、前年度比 8.1 パーセント、14 億 9,796 万 1 千円の増額となりました。

9 つの特別会計予算案は、前年度比 3.7 パーセント減の 84 億 4,366 万 9 千円、企業会計予算案は、前年度比 12.3 パーセント増の 115 億

3,516万9千円、全会計の総額では、前年度比6.5パーセント増の399億6,099万2千円となりました。

また、風連特例区会計の予算案は、前年度比13.1パーセント減の6,152万5千円となりました。

財源調整的な財政調整基金もほぼ底をつき、基金に依存した財政運営も限界に来ていることから、昨年、行財政改革推進実施本部を立ち上げ、既得権や既成概念にとらわれず、あらゆる事業の見直しを進めています。

平成21年度も引き続き、スピード感を持って行財政改革に取り組むことで財源確保を図り、受益と負担のバランスを調整しながら、将来の世代に負の遺産を残すことがないように、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

“市民と行政との協働のまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民が中心となって、まちづくりを進めるためには市民と行政がそれぞれの役割や責任を分担し、協働についての共通認識を持ち、まちづくりを推進する必要があります。そのためには、さまざまな施策の計画、実施、評価の各段階等において、積極的な市民参加や

行政運営のルールを定める（仮称）「自治基本条例」の制定に向け、市民懇話会で検討を進めているところです。

また、行政情報の積極的な提供と共有により、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

風連地区振興のために「合併特例区協議会」との連携を深め、事務事業の円滑な推進に努めるとともに、風連地区での住民自治組織（町内会）制度への移行に向け、地域の意向を尊重し、世帯数の減少・高齢化などの現実を直視し、将来を見据えた区域の再編となるよう努めてまいります。

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

地域のコミュニティ活動の活性化を推進するため、名寄地区においては地域に根ざした単位町内会が、小学校区域毎の広域的な枠組みの中で、それぞれの地域の課題や問題を明らかにし、相互に共有して連携、協力しながら自立した事業活動が行える「地域連絡協議会」などの設置を進めており、引き続きその活動を支援してまいります。

また、町内会は住民の最も身近な自治組織であり、地域自治の原点であることから、自主的な地域活動に対する支援や、活動拠点となる町内会館の整備などについても継続して支援してまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成 21 年度からの電算処理による戸籍事務の開始に向け、平成 19 年度から戸籍のデータ化、及びシステム整備を進めてまいりました。本年 3 月末にこれらの整備が完了し、職員の操作研修を終えた本年 6 月 1 日より電算処理による戸籍事務の提供を開始いたします。戸籍事務の効率化、迅速化、個人情報保護の強化などにより、市民サービスの向上に努めてまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流につきましては、姉妹都市提携 40 周年を迎えるカナダ・カワーサレイクス市リンゼイ地区との交流は、友好委員会が中心となりリンゼイ訪問団を招待し、8 月末に記念式典を予定しています。また、平成 21 年度の交換学生の交流では、リンゼイから学生を受け入れる予定となっています。

一方、ロシア・ドーリンスク市との交流では、市民訪問団を受け入れ、教育や文化などの交流を通じて友好親善に努めてまいります。

今後も、さらなる友好親善につながるよう、それぞれの友好委員会を中心に取り組みを進めてまいります。

国内交流につきましては、東京都杉並区・山形県鶴岡市藤島との間で、子どもたちも含めた人的交流や特産品などの販売活動に取り組み、さらに充実した交流になるよう努めてまいります。

東京なよろ会など、ふるさと会につきましては、名寄市の情報を発信し、人的・経済交流が広がるよう積極的に取り組みを進めてまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

国は、新たな地域活性化に向けた取り組みとして「定住自立圏構想」を推進する方針を打ち出しました。その一方で、当初の役割は終えたとして、平成 20 年度をもって「広域行政圏計画策定要綱」などの広域行政圏施策の廃止が通知されています。

「定住自立圏構想」は、少なくとも人口 4 万人を超える中心市と周辺市町村が、定住のために必要な生活機能を確保するため、各分野での協定により役割を分担し、相互連携により地方圏からの人口

流出を食い止め、圏域全体の活性化を図ることを目的としており、特別交付税による財源措置も講じられることになっています。

上川北部地域においては、隣接する士別市と本市を合わせた人口が4万人を超え、複眼型と言われる2市での中心市として、本構想の要件を満たすものとなっています。

上川北部地区広域市町村圏振興協議会会長を担当する本市としては、衛生、消防の一部事務組合をはじめとする広域連携を引き続き推進するとともに、上川北部各市町村と連携の上、現時点では具体的な内容が明らかとなっていない「定住自立圏構想」について、内容の把握を含めた研究を進めてまいります。

効率的な行政運営

昨年4月に「名寄市行財政改革推進実施本部」を設置し、社会情勢の変化に対応できる簡素で効率的な行政運営の取り組みを進めているところです。新たな財政健全化法の成立により一層の行財政改革が求められている中、今後も、事務事業の一元化、組織・機構の見直しなどを進めてまいります。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、保健事業について申し上げます。

母子保健事業では、安全で安心な出産のための妊婦健診の費用助成を 14 回まで拡大し、医療機関等との連携を強化し、安心して出産できる体制を整備してまいります。

また、子育ての不安や負担感を解消する、育児支援強化対策として母子支援専門員を配置し、安心して子どもを生み育てる環境づくりに努めてまいります。

特定健診につきましては、保健指導の充実や、がん検診等の受診率の向上、生活習慣病の予防等を推進し、市民が自らの健康の保持・増進を図ることができるよう取り組んでまいります。

地域医療の充実

次に、市立総合病院について申し上げます。

平成 21 年度は、名寄市立総合病院改革プランの計画初年度です。改革プランは、経営の効率化と再編・ネットワーク化、及び経営主体の見直しの 3 つを視点としています。特に経営の効率化につきましては、医療に対する経営環境が厳しいなかで、計画書で掲げられている項目を着実に推進し、目標の達成に努めてまいります。

次に、診療につきましては、道北第 3 次医療圏の地方センター病院として、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用するため、引き続き、地域の病院・診療所との連携を図ってまいります。併せて、医師の派遣や研修会の開催、市民公開講座による生活習慣病の予防に対する意識の高揚を推進してまいります。

また、昨年、救急外来、I C U病棟を増改築したことにより、当院のハード面としての診療機能が一段と高められました。今後は、医師をはじめとする医療スタッフの人材確保に努め、診療・看護体制の充実を図ってまいります。特に、新たに総合診療科を設け、複数の疾患を持った高齢者に対して、効率的な医療を提供したいと考えています。

現在、過疎化・少子高齢化が進展する中で、医療を確保することが益々重要になっていますが、住民の医療に対する信頼を得るには、第三者による客観的評価を受け、的確に対応していく必要があります。当院は、平成 11 年度と 16 年度の二度にわたり、日本医療機能評価機構が実施している「病院機能評価」の認定を受けています。平成 21 年度が三度目の認定更新の年となっており、評価基準も毎回厳しくなっていますが、真に患者に信頼される病院として、職員が一丸となり、認定されるよう努力してまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

平成 21 年 4 月から、保育のガイドラインである、保育所保育指針が改定されます。

新しい指針は、一つには、指針適用に、実施義務から基本原則までその効力に弾力性を持たせる。二つには、保育の質の向上にかかる創意工夫を求める。三つには、保育の内容と運営に関し、取り組みの明確化を図る。四つには、保育指針の明解性を高めるため、内容、記述の見直しを行い、保育現場での実践の記録が、保護者の理解に役立つ資料としての活用も視野に入れたものとなっています。

市内各保育所が連携し、新しい指針に沿った保育要領を策定し実践する中で、今後も保護者の要請に応える保育行政を推進してまいります。

次に、認定こども園について申し上げます。

一時保育・延長保育、子育て支援センターのほか、本市では初めてとなる病後児保育など、民間活力を導入した「認定こども園」としての体制が整いましたので、本年 4 月から実施してまいります。

同時に、閉所となる中央保育所は 3 月 27 日に閉所式を行い、38 年間の歴史に幕を閉じます。ご利用いただきました保護者の皆さん、並びに関係各位に対しまして、これまでのご指導、ご協力に心から

感謝申し上げます。

高齢者福祉の充実

平成 21 年 1 月末における 65 歳以上の高齢者人口は 8,146 人で、高齢化率が 26.1 パーセントと、依然として高齢化が進んでいます。

高齢者対策として、昨年立ち上げた「名寄市徘徊高齢者 S O S ネットワーク」並びに「名寄市高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実を図るとともに、認知症対策も含めて、支援を必要とする方々には、関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉・介護などのさまざまなサービスを、継続的・包括的に提供できるよう努めてまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者の自立や社会参加を促進する「第 2 期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、障がい者が必要な福祉サービスや事業の円滑な提供と、地域生活への移行を促進する環境づくりとして、社会福祉法人等が行う共同生活の整備に要する経費の一部を支援してまいります。

また、北海道医療給付制度が改正され、精神障がい者にも外来医

療費が拡大されましたので、重度心身障害者医療費給付事業等を改正し、引き続き給付事業を実施してまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

循環型社会の形成

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

再資源化の取り組みとして、古着・古布の回収、廃食用油のリサイクルを引き続き実施すると共に、「ごみ分別ガイドブック」を改訂し、さらなる分別の徹底を推進してまいります。

環境美化活動の推進では、環境衛生推進員を中心に、町内会及び行政区等の協力連携により、清掃週間の実施など、清掃活動に取り組んでまいります。

消防

次に、消防事業について申し上げます。

昨年は、住宅火災で高齢者 3 名が焼死したことを踏まえ、消防団員と署員による、一般住宅及び高齢者世帯の防火訪問を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置促進など、防火対策を推進してまいります。

消防体制につきましては、本署及び出張所の出動体制の強化、並

びに消防団との連携による効率的な部隊運用を図るとともに、出張所勤務の救急救命士を増員し、救急業務の充実・高度化を推進してまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

市民が悲惨な交通事故の当事者にならないため、関係機関・団体や、地域と連携を深めながら、高齢者対策や冬期対策など本市の地域特性に応じた安全対策を進め、交通事故の撲滅を目標に、幅広い交通安全運動を進めてまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

昨年は、不幸にも凶悪事件や不審者による、子ども達への声かけ事案が発生するなど、これまでの名寄市では考えられない犯罪の凶悪化が見られました。

市民がこの様な事件、事故に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携を図り、犯罪防止に向けた適切な情報提供を行い、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、平成 15 年度より着工し、20 棟 40 戸が完成し、事業を終了いたしました。

北斗・新北斗団地建替事業は、住み替え住宅として、昨年 9 月に着工いたしました（仮称）南団地 1 棟 34 戸（鉄筋コンクリート造 5 階建て）の完成を、平成 21 年 10 月に予定しています。

また、平成 21 年度の現地建替事業は、平成 22 年度工事の実施設計と、解体工事 10 棟 40 戸の発注を予定しています。

改善事業では、全団地を対象に住宅火災警報器の設置を平成 21 年度から 2 カ年で実施してまいります。

都市環境の整備

次に、市街地再開発事業について申し上げます。

本事業の施行者「株式会社ふうれん」は、特定業務代行者に平成 22 年度までの工事を一括発注しており、平成 20 年度施工分は、今月完成いたします。

平成 21 年度は、地域交流センターや、道北なよろ農業協同組合等の建築工事に着手してまいります。

次に、公園の整備について申し上げます。

天塩川さざなみ公園内の河川敷パークゴルフ場は、36 ホールのうち 18 ホールを昨年 6 月に一部開園しました。

下流側 18 ホールは、芝養生のあと 6 月末に全面開園の予定となっています。

上水道・簡易水道の整備

次に、水道事業について申し上げます。

利用者に安全な水を安定的に供給するため、老朽管更新と配水管網整備を進めてまいります。

また、今後も水需要に対応するため、サンルダム建設事業に参画し、安定的な水源確保の取り組みを行ってまいります。

平成 21 年度は、第 2 期拡張事業として、国道 239 号 17 線から 18 線間の配水管を布設いたします。老朽管更新事業では、緑丘 16 線及び道道朱鞠内風連線を更新するほか、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄を継続して実施してまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道事業について申し上げます。

区域内での管網整備はほぼ完了し、今後は、施設の老朽化に伴う

機器更新を進めてまいります。

平成 21 年度は、供用開始から 28 年経過した処理場受変電設備の更新を行い、安定した維持管理ができるよう努めてまいります。

合流式下水道改善対策として、平成 18 年度から建設を進めていた下水処理場雨水滞水池が、平成 21 年 4 月から供用を開始いたします。

合併浄化槽整備事業は、農村部における快適な生活環境向上のため、10 基の設置を予定しています。

道路の整備

次に、道路整備について申し上げます。

国土交通省関連の新規事業は、道路特定財源が見直され、新たに創設される（仮称）地域活力基盤創造交付金により、これまで東地区から要望のあった南 2 丁目通踏切拡幅改良事業と、安全安心な道路整備として、南小学校や名寄中学校の通学路で、沿線に総合福祉センターなど公共施設が所在する、南 11 丁目東通改良舗装工事に着手してまいります。

継続事業は、加東橋架替工事を含む 19 線道路改良ほか 4 路線を実施してまいります。

まちづくり交付金では、特別養護老人ホーム「しらかばハイツ」前の北栄 2 丁目線歩道改修事業を実施してまいります。

また、豊栄川河川総合流域防災事業による、徳田しらかば橋改良新設のため、17線道路の迂回道路となる、徳田しらかば1号線改良舗装を、北海道の委託工事として実施してまいります。

総合交通体系

次に公共交通について申し上げます。

地域住民の公共交通機関を確保するため、バス路線維持対策を推進してまいりましたが、利用者の減少など地域交通を取り巻く情勢は一層厳しさが増しています。

このため、「名寄市地域公共交通会議」を設置し、新たな公共交通システムや、現行バスの効率的な運行体系について議論いただくとともに、住民説明会などを通じ「名寄市地域公共交通総合連携計画」の策定に向けた調査・検討・実証運行事業を実施してまいります。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪は、冬の快適な生活環境の確保と、市民生活や生産活動を維持するため、名寄地区において車道292キロメートル、歩道34キロメートル、風連地区は、車道154キロメートル、歩道20キロメートルの実施を予定しています。

排雪は、道路幅員確保・交通安全対策のため、カット排雪、交差点排雪を重点に実施してまいります。

効率的・効果的な除排雪体制とするため、排雪ダンプ助成事業、市道・私道除排雪助成事業を継続し、除排雪水準の向上に努めてまいります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村行政について申し上げます。

食品の偽装表示・輸入食品の汚染等、食料に対する国民の不安が高まっています。また、資材価格・輸入飼料の高騰、耕作放棄地の増加、及び担い手不足、高齢化の進行により、農村地域の活力が一層低下し、食料・農業・農村を巡る情勢が大きく変化しています。

このため国は、国際情勢への対応や食料自給率の向上には、諸課題への対策をさらに促進していく必要があるとして、「食料・農業・農村基本計画」の見直しを含め、緊急的な対策、中長期的な対策を講じることとしています。

本市としては、制度内容の十分な検討と併せ、関係団体との連携協力により、担い手育成や産地づくりに取り組み、農家経済の安定に努めてまいります。

次に、食育及び地産地消の推進について申し上げます。

食育推進につきましては、名寄市食育推進計画に基づき、総合的な食育の推進を図るため、「名寄市食育推進協議会」が昨年設置されました。食育を主体的に取り組むため、市民・地域・行政・関係団体等が連携・協力し、課題の改善を図ります。また、良質で安全な農畜産物の地産地消推進の取り組みも進めてまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成 21 年度産米の配分につきましては、北海道への配分が 1.13 パーセント増加したことにより、もち米は 160 トンの増となりました。また、在庫数量の解消を目的に 2 ヶ年実施してきました 10 パーセント自主削減が終了することとなりました。うるち米につきましては、北海道ガイドラインの見直しにより、1 ランクアップのⅡランクとなり若干の増となっています。また、「こめぐごろ」等地場産ブランドを活用し、地産地消と消費拡大に努めてまいります。

国の産地づくり対策は、既存産地の取り組みを継続するとともに、自給率・自給力向上に向けた効果が高まるよう見直すとして、新たに平成 21 年度から 23 年度までの対策となりました。交付金等の関連予算は、昨年度並に約 11 億円を見込んでいます。また、転作の拡大など、新たに自給率向上の戦略作物（米粉、麦、大豆等）を作付

け拡大した場合の対策として、「水田等有効活用促進対策」が創設され、現在、名寄地域水田農業推進協議会等で議論を進めています。産地確立交付金等を有効活用し、地域水田農業の発展に向け、担い手の育成や経営体の安定・強化を図ってまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

中山間事業は、平成 17 年度に 2 期目の対策が始まり、平成 21 年度で 5 年間の対策が終了します。平成 21 年度予算は、名寄地域集落で 3,273 万円、風連地域集落で 7,587 万円の交付見込みとなっています。平成 22 年度以降については、全道的にも継続の要望が強く、本市といたしましても継続に向け要望してまいります。平成 19 年度に始まった農地・水・環境保全向上対策は、平成 20 年度で 9 地区となり、ほぼ全市的な取り組みとなりました。平成 21 年度交付額は、1 億 6,477 万円が見込まれ、地域の共同活動を支援してまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

肥料高騰により、土壌診断に基づいた施肥設計の見直しによる肥料低減が進められており、農業振興センターにおける診断件数も倍増となっています。今後、適切な診断・指導に努めてまいります。

また、営農指導、試験・展示ほ場の設置、組織培養による優良種苗

の供給等を実施してまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

世界的な穀物価格の高騰などに連動し、配合飼料価格も値上がり
が続き、酪農・畜産経営は多大な影響を受けています。今後は、飼
料自給率や生産性の向上を図り、自給飼料基盤に立脚した経営に取
り組むことが重要な課題となります、関係機関と連携し、足腰の強
い畜産経営を推進してまいります。

公共牧野事業につきましては、名寄市営牧野及び母子里地区共同
牧場への預託放牧を奨励し、効率的で適正な管理運営に努めてまい
ります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

食品業界の再編による生産現場の統廃合が進み、突然の工場閉鎖
で地域経済に大きな影響を与えることが、深刻な問題となっていま
す。幸いにも、当市で操業しているニチロ畜産株式会社では、食肉
加工施設を継続するとともに、処理頭数の増頭を計画しています。

本市としては、雇用の拡大及び道北の食肉生産基地としての畜産
振興、地域活性化を推進するためにも、老朽化したと畜施設の調査
を行い、改修等の検討をしてまいります。

次に農業農村整備事業について申し上げます。

いずれも道営事業で継続中の、東豊地区・瑞生地区・共和地区と新規の名寄東地区は、従前の「経営体育成基盤整備事業」から補助率の有利な「農地集積加速化基盤整備事業」で実施してまいります。

また、「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の風連地区・名寄地区、弥生地区では「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」を継続して実施いたします。これらの事業は、道単独事業の「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」の対象事業であり、北海道と連携を取りながら、受益者の負担軽減に努めてまいります。なお、東豊地区と風連地区については今年度で事業完了の予定です。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

林業・林産業の情勢は、世界経済の悪化により大変厳しくなっています。反面、森林の持つ多面的な機能が見直され、地球環境の維持・保全に重大な役割が期待されています。森林の健全な育成を図るため、民有林の間伐事業に対して支援してまいります。また、上川北部森林組合や北森協同組合が原木取扱の増に対応し、素材の生産量を上げるため計画している高性能機械の導入に対し、国の補助を受けて助成してまいります。

商工業の振興

次に、商工業関係について申し上げます。

名寄地方における景気動向は、地元金融機関の景況レポートによると、企業の景況感を示す業況判断指数（D I 値）は、昨年 7 月から 12 月までの実績で、昨年同様マイナス基調で推移しています。概況では、全ての業種に厳しさがうかがえ、経営環境もより厳しさを強め、今後の見通しにつきましても、引き続き停滞感を強めている状況となっています。

昨年 12 月に発売されたプレミアム付「なよろ地域商品券」が、国の追加経済対策を受け、本年 1 月に地域商品券販売促進事業として、「なよろ全市連合大売り出し実行委員会」の主催で実施され、販売初日に 4 千セットが完売となりました。今後、支給予定の定額給付金と併せ、地元商店での販売促進や消費拡大に期待するところです。

次に、北海道が主催する「いってみたい商店街&お店北海道表彰」の個人部門において、東洋肉店が大賞に選ばれました。この賞は、羊肉のオリジナル商品や生ハムなど、インターネット販売で道内外に販路を拡大した新たな取り組みが、受賞の大きな理由となったものです。受賞を記念して 2 月 26 日には優良事例の情報発信の場として「記念フォーラム in 名寄」が開催されました。今後の活動と、魅力ある個性的なお店づくりへの取り組みに期待するところです。

住宅リフォーム促進助成事業につきましては、最終年次になることから、一層の周知を図り、混乱の生じない対応に努め、3カ年事業として総仕上げを行ってまいります。

公設市場につきましては、流通変革、人口減などによって、取扱量・取扱高の減少となっており、引き続き厳しい状況にあります。丸鱗名寄魚菜卸売市場株式会社では、地場野菜の量的確保と価格の安定化を図り、販路拡大、経費削減等経営努力を続けております。今後も名寄地方の台所として安全・安心な生鮮食料品の安定供給に努力を促すとともに、引き続き支援してまいります。

次に、中心市街地活性化基本計画の策定について申し上げます。

これまで多くの方々のご意見・ご提言をいただき策定作業を進めてきており、予定される事業につきましても、ブロック毎の事業精査を含め、詰めの作業に入っています。駅横の事業につきましては、バス待合所を併設した複合施設と、商業施設・まちなか居住で事業展開する案となっています。並行してそれぞれの事業が機能発揮できるよう、関係機関団体と十分な協議を行ない、作業手順に沿って熟度を高めてまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

道内の昨年 12 月の雇用情勢によると、有効求人倍率は、前年同月を 0.08 ポイント下回る 0.41 で、4 年 7 カ月ぶりの低水準でした。当地方における昨年 12 月の有効求人倍率は、0.48 ポイントで、大型商業施設から求人がなかったため、前年同月比で 0.21 ポイント減少となっています。今春の高校卒業者の就職内定率は 64.7% で前年同期と比べ 8.4 ポイント減少しており、厳しい状況となっています。今後も求職情報を的確に提供できるよう関係機関と連携しながら推進してまいります。

今回、国の第二次補正予算で、緊急雇用対策等が講じられましたので、ハローワークと連携を図りながら、制度の有効活用と雇用の促進に努めてまいります。

市民会館の改修につきましては、平成 21 年度に市民文化センター大ホール建設についての庁内プロジェクトチームを設置し、検討を進めることとしました。したがって、市民会館の耐力度調査は見送り、必要最低限の修繕をしながらご利用いただくこととなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

観光の振興

次に、観光について申し上げます。

昨年は、道の駅の開設、道立公園サンピラーパークの全面開園により、上半期の観光入り込み客数が前年度を大きく上回りました。ひまわり畑、健康の森、ピヤシリスキー場、望湖台自然公園など観光資源の豊かさを最大限活用できるよう、観光協会、指定管理者受託企業や道北観光連盟とも連携し、交流人口拡大の推進と情報発信に努め、地域の活性化につながる取り組みを行ってまいります。

ピヤシリスキー場につきましては、第 1 リフト滑車ベアリング交換工事を行い、安全で安心して楽しめるスキー場として整備いたします。平成 21 年度も未就学児のリフト無料化、スキーこどもの日として小中学生リフト無料開放日を設定するなど、多くのイベントを企画し、家族連れでも楽しんでいただけるスキー場となるよう努めてまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

大学教育の充実

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

名寄市立大学は、本年 4 月に新入学生を迎え、全学年完成となり、

平成 22 年 3 月には最初の卒業生を社会に送り出すこととなります。
教育研究の向上と就職・進路への支援に努めるとともに、教員組織
の充実や地域貢献活動に取り組んでまいります。

平成 21 年度の一般入試状況は、短期大学部児童学科の試験を 2 月
1 日に行ない、入学定員 25 名のところ 45 名の志願・受験となり、2
月 9 日に 37 名の合格者を発表しました。

大学保健福祉学部については、前・後期合わせた入学定員 85 名に
対し 371 名の出願となり、3 学科平均倍率は 4.4 倍となりました。

前期では、栄養学科定員 21 名に対し志願者は 64 名で倍率 3.0 倍、
看護学科定員 25 名に対し 78 名が志願し倍率 3.1 倍、社会福祉学科
定員 25 名に 71 名が志願し倍率 2.8 倍となり、3 学科全体では入学定
員 71 名のところ志願者は 213 名、平均倍率は前年を 0.6 ポイント下
回り 3.0 倍となりました。

2 月 25 日には、札幌と名寄の 2 会場で試験を実施し、3 月 5 日に
合格者を発表しました。また、後期試験は 3 月 12 日に行い、3 月 20
日に合格者の発表を予定しており、今後、新入学生の受け入れに万
全を期してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げま
した。

市議会議員の皆さん、並びに市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます、平成 21 年度の市政執行方針といたします。